

役員報酬規程

社会福祉法人共友会

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人共友会の定款第21条の規定により、役員に対する報酬および費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員報酬の決定基準)

第2条 役員報酬は、評議員会で決定した支給の基準に沿って支給する。

- 1 理事長報酬を月額70,000円とする。なお、交通費については勤務日数の実費を支給する。
- 2 理事長以外の理事・監事については月額報酬を支給しない。

(役員報酬の支払い)

第3条 理事長報酬は、職員給与の締めに合わせて、職員給与の支給日に支給する。

(役員報酬の減額)

第4条 理事長が病気その他事由によって、長欠の場合、理事長報酬を減額することがある。

(役員報酬)

第5条 役員が、その職務のため、理事会、評議員会又は監事監査に出席したときは、日額5,158円を支給する。ただし、前記日額には交通費を含むものとする。

附則

この規程の開始は平成9年9月1日とする。なお、法人事務局員の役員会等の出席は第5条(役員報酬)の払いとする。

- 2 第2条1項に規定する理事長報酬については、当分の間月額5万円とする。
- 2 2の定める理事長報酬については、これを削除する

平成15年3月18日 一部改正

平成27年5月27日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正

平成30年1月1日 一部改正

令和元年6月12日 一部改正